

(目的)

第1条 この規程は、本学に在籍する学生又は学生作品の知的財産権取扱に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 学 生 | 学則第5条に掲げる学科に在籍する学生、科目等履修生、附帯教育受講生、科目聴講生をいい、これらの者が組織・結成し又は所属するコンビ、トリオ、グループ、バンド、チームその他これらに準ずる団体を総称して「学生等」という。 |
| (2) 知的財産権 | 著作権、特許権、意匠権、商標権、実用新案権、その他法令により創作、登録等により保護される芸術的、技術的及びその他の思想の創作、表現等に係る権利 |
| (3) 学生作品 | 本学の教育課程（これに準ずるものを含む。以下同じ）に関し、学生等が創作、考案、発明又は実演する楽譜、演奏、演技、舞踊、画像、映像、編集物、文章、シナリオ、モノグラム、プログラム、グラフィック、デザインその他これらに類するもの及びこれらを組み合わせたもの |
| (4) 権利作品 | 知的財産権に関する法令の保護を受ける学生作品 |
| (5) 権利者 | 権利作品に係る知的財産権を有する学生 |
| (6) 対 価 | 許諾料、使用料、補償料、演奏料、実演料、編集料、発明料、考案料、デザイン料、制作料その他これらに準ずる知的財産権に関する法令により保護される学生作品への対価 |

(基本)

第3条 学生作品に係る知的財産権は、本人に帰属する。

2 本学は、権利作品について学生の権利及び利益を尊重する。

3 本学は、学生から知的財産権に関する相談があった場合には、権利作品以外のものであっても誠実に対応する。

(申請等による権利の帰属)

第4条 学生作品につき申請、登録、出願その他法令で定める手続（以下「権利申請」という。）をしようとする者は、権利申請前に予め教務課へ届け出なければならない。

2 前項に定める届出がなかった場合においては、本学が重大な過失がなく当該学生等の知的財産権を侵害したときは、本学は損害賠償の責を負わないものとし、第三者から本学が損害賠償を請求された場合は、当該学生等に対して免責を求めることができるものとする。

3 本学が知的財産権の保護のため権利申請が必要であると認めた学生作品については、本学が本人を権利者とする権利申請を行うことがある。この場合において、当該権利申請に要する費用は、本学の負担とする。

(対価の帰属)

第5条 対価は、権利者に帰属する。ただし、本学に在学している期間中に対価が生じた場合は、権利者と本学との協議の上でこれを分配する。

(権利作品の取扱の原則)

第6条 権利作品は、当該権利者が本学に在学している期間は、本学が用途の如何に関わらず無償で使用できることを原則とする。

2 権利者の卒業（受講修了を含む。以下同じ）から2年間は、権利作品の使用に関する原則について前項を準用する。ただし、権利者が請求した場合は、使途、使用期間、使用方法その他学生権利作品の使用に関する重要事項を報告する。

(譲 渡)

第7条 権利者は、卒業から2年を経過するまでに権利作品に係る知的財産権を処分しようとする場合は、本学と事前に協議し、同意を得なければならない。

(契約優先の原則)

第8条 権利者（代理人その他権利者の利益を代表する者を含む。以下同じ）と本学との間でこの規程と異なる内容の契約を締結した場合は、契約の規定を優先する。

(法令及び協議)

第9条 知的財産権に関し疑義が生じた事項は、当該知的財産権を規定する法令によるものとし、法令に規定なき事項については、権利者と本学との相互が誠意をもって協議して解決するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、役職会及び専門学校経営会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。